

## 資料8

### 2次圧制御式速動型スプリンクラーシステム（速動型SPシステム）設置基準

#### 1 用語の定義

用語の定義は、資料7によるほか、次によること。

- (1) 「速動型SP技術基準」とは、別添2（省略）の性能鑑定の評価結果の3、4及び5をいう。
- (2) 「法令基準によるスプリンクラー設備」とは、政令第12条の技術上の基準に従い、又は当該技術上の例により設置する速動型SPシステム以外のスプリンクラー設備をいう。
- (3) 「NSヘッド」とは、火災の早期検知・早期消火が可能な速動閉鎖型広域散水スプリンクラーヘッド（NS-ND型ヘッド及びNS-HD型ヘッド）をいう。
- (4) 「NS-ND型ヘッド」とは、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令第16条に規定する基準の特例制度の適用を受けたNS-ND型の閉鎖型スプリンクラーヘッドをいう。
- (5) 「NS-HD型ヘッド」とは、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令第16条に規定する基準の特例制度の適用を受けたNS-HD型の閉鎖型スプリンクラーヘッドをいう。

#### 2 設置上の技術基準等

速動型SPシステムの設置上の技術基準及び機器の仕様等は、第4章第2節第4「スプリンクラー設備」、I「技術基準」、1.2及び4（乾式スプリンクラー設備に係る事項を除く。）並びに速動型SP技術基準によるほか、次により設置すること。

##### (1) 法令基準によるスプリンクラー設備との併設

NSヘッドと他の閉鎖型スプリンクラーヘッドは、同一区画（防火区画されている部分、たれ壁で区切られた部分等であって、当該部分における火災発生時において当該部分に設置されているNSヘッドとNSヘッド以外のスプリンクラーヘッドが同時に作動すると想定される部分をいう。）内で併設しないこと。  
なお、開放型スプリンクラーヘッド又は放水型ヘッド等は、同一区画内でNSヘッドと併設できる。

##### (2) 加圧送水装置

ポンプを用いる加圧送水装置の吐出量は、次によること。

ア すべてNSヘッド（感熱開放継手を使用するものを含む。）を用いる速動型SPシステムは、900L/min以上とすること。

なお、NSヘッドのうち、すべてをNS-ND型ヘッドとする場合は、540L/min以上にすることができる。

イ NSヘッドを用いない速動型SPシステムの場合は、省令第14条の規定による量とすること。

ウ NSヘッドを用いる速動型SPシステムと法令基準によるスプリンクラー設備を併設する場合は、アの量と省令第14条の規定による量のいずれか大きい方の量とすること。

##### (3) 水源水量

水源水量は、次によること。

ア すべてNSヘッド（感熱開放継手を使用するものを含む。）を用いる速動型SPシステムは、16m<sup>3</sup>以上とすること。

なお、NSヘッドのうち、すべてをNS-ND型ヘッドとする場合は、9.6m<sup>3</sup>以上にすることができる。

イ NSヘッドを用いない速動型SPシステムの場合は、省令第13条の6等の規定による量とすること。

ウ NSヘッドを用いる速動型SPシステムと法令基準によるスプリンクラー設備を併設する場合は、前アによる量と省令第13条の6の規定による量のいずれか大きい方の量とすること。

##### (4) NSヘッド等の有効散水半径等

ア NSヘッド

(ア) NS-HD型ヘッドは、床面から天井までの高さを8m以下、有効散水半径を2.8mとして、次の場所に設置すること。この場合、省令第13条の4第2項の規定による放水型ヘッド等の代替とすることができる。

a 火災荷重の多い場所（例：百貨店、多目的ホール、印刷所等）

- b 政令第28条の2第3項の規定により、連結散水設備の代替設備として設置する部分
  - (イ) NS-HD型ヘッドは、床面から天井までの高さを10m以下、有効散水半径を3.25mとして、前ア、及びb以外の場所に設置できること。
  - イ NSヘッド以外のスプリンクラーヘッド
    - NSヘッド以外の閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いる場合は、速動型SP技術基準（省略）5-2に定めるスプリンクラーヘッド（標準型ヘッドのうち、感度種別を1種のものとし、有効散水半径を2.6mとしたもの）を設置すること。
  - ウ 感熱開放継手を用いる場合
    - 感熱開放継手を用いるスプリンクラーヘッドの場合は、第7章資料9「感熱開放継手設置基準」によること。
- (5) 末端試験弁の設置階
- 末端試験弁は、次に掲げる階で、流水検知装置の設けられている配管の系統の放水圧力が最も低くなると予想される配管の部分に設置すること。
- ア 基準階（配管パターンが同様となる階をいう。以下同じ。）以外の階
  - イ 基準階のうち、最上階、最下階及び概ね10階層毎の階
  - ウ 加圧送水装置（ブースターポンプを含む。）の二次側の圧力が最大及び最低となる階